

函館市旧南茅部町地区温泉等入浴優待事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の生きがいと健康の保持増進を図るため、旧南茅部町地区内で所定の許可を受けて営業する温泉および公衆浴場へ入浴優待する事業（以下「入浴優待事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(入浴優待事業の対象者)

第2条 入浴優待事業の対象者（以下「対象者」という。）は、函館市の旧南茅部町地区に住所を有する65歳以上の者とする。

2 年の途中において対象年齢に達した場合は、その年齢に達した日の属する月の翌月から対象者とする。ただし、月の初日に対象年齢に達した場合は、その月からとする。

(対象施設の指定等)

第3条 入浴優待事業の対象施設（以下「対象施設」という。）の指定を受けることができる施設は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）および温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく浴用許可を受け、函館市の旧南茅部町地区で営業する施設とする。

2 対象施設の指定を受けようとする施設の代表者は、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請をした施設を対象施設に決定したときは、申請者にその旨を別記第2号様式の通知書により通知するものとする。

(対象施設指定の拒否または取消し)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定の申請を却下し、または指定の取消しをすることができる。この場合において、市長は、別記第3号様式の通知書により、その旨を通知しなければならない。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により指定の決定を受けた場合

(2) その他対象施設として市長が不相当と認めた場合

(入浴優待期間)

第5条 優待期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(入浴優待の方法)

第6条 市長は、第5条に定める期間中、第2条第1項に該当する対象者に、年度当初に12枚の入浴優待券を交付するものとする。

2 第2条第2項の対象者には、対象となる期間の月数に相当する枚数の入浴優待券を交付するものとする。

(入浴優待券の使用等)

第7条 対象者は、入浴優待券を使用するときは、対象施設の窓口または受付に提出しなければならない。

2 入浴優待券は、他人に譲渡し、または使用させてはならない。

(入浴優待料金)

第8条 入浴優待に係る料金（以下「入浴優待料金」という。）は、対象施設が定める額とする。ただし、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項および公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、北海道知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額を上限とする。

2 対象施設の代表者（以下「施設代表者」という。）は、入浴優待料金等を改定しようとするときは、その都度、別記第4号様式の変更承認申請書により、入浴優待料金等の変更について市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において、これを承認したときは、その旨を通知するものとする。

(入浴優待料金の請求および支払い)

第9条 施設代表者は、入浴優待料金を1箇月ごとに集計し、翌月15日までに入浴優待券を添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、請求内容を審査し、請求を受けた日から30日以内に施設代表者に支払いを行わなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

函館市旧南茅部町地区温泉等入浴優待対象施設指定申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者の住所

事業所名および代表者

印

函館市旧南茅部町地区温泉等入浴優待事業実施要綱第3条第2項の規定に基づき、温泉等入浴優待対象施設の指定を受けたいので申請します。

- 1 施設名
- 2 営業許可等の種類 公衆浴場法・旅館業法・温泉法 に基づく浴用許可
(許可証等の写を添付すること。)
- 3 入湯税申告 有・無 (公衆浴場は記入不要)
- 4 入浴料金 大人 円
- 5 営業時間 時 分から 時 分まで
- 6 定休日
- 7 受付および管理人数 常時 人
- 8 施設の構造・規模 施設構造 鉄骨・木造 階建て
規 模 m²
- 9 優待料金の振込先 金融機関等名
口座番号
口座名義

別記第2号様式(第3条関係)

函館市旧南茅部町地区温泉等入浴優待対象施設指定決定通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった函館市旧南茅部町地区温泉等入浴優待対象施設の指定については、次のとおり決定したので通知します。

施設名および 代表者	
住 所	函館市
入 浴 料 金	大人 円
備 考	優待料金の請求は、1箇月ごとの料金を翌月 <u>15日</u> までに優待券を添えて請求してください。

別記第3号様式(第4条関係)

函館市旧南茅部町地区温泉等入浴優待対象施設指定却下通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のありました函館市旧南茅部町地区温泉等入浴優待対象施設の指定については、次の理由により指定できないので通知します。

理 由

別記第4号様式（第8条関係）

函館市旧南茅部町地区温泉等入浴優待料金等変更承認申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者の住所
事業所名および代表者 印

函館市旧南茅部町地区温泉等入浴優待事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて変更申請します。

- 1 料金改定年月日 変更の有無（該当するものに○印）
（変更有の場合 年 月 日から実施）
- 2 料金改定額 改定前の入浴料金 大人 円
改定後の入浴料金 大人 円
- 3 利用時間および定休日の変更
・利用時間 変更前 時 分から 時 分まで
変更後 時 分から 時 分まで
・定休日（変更ない場合は、記入不要）
- 4 その他変更事項（上記以外の変更が生じた場合記入）
- 5 添付書類 ・許可証等の写